

大学共同利用機関法人人間文化研究機構期末手当及び勤勉手当支給細則

平成 16 年 4 月 1 日
規 程 第 4 2 号
平成 17 年 1 2 月 1 日改正
平成 20 年 1 月 15 日改正
平成 20 年 3 月 28 日改正
平成 21 年 6 月 25 日改正
平成 21 年 11 月 30 日改正
平成 21 年 12 月 17 日改正
平成 22 年 3 月 26 日改正
平成 22 年 11 月 30 日改正
平成 23 年 3 月 28 日改正
平成 24 年 3 月 30 日改正
平成 26 年 12 月 17 日改正
平成 27 年 3 月 23 日改正
平成 28 年 3 月 15 日改正
平成 29 年 1 月 30 日改正
平成 29 年 3 月 27 日改正
平成 30 年 1 月 29 日改正
平成 31 年 1 月 28 日改正
令和 2 年 1 月 27 日改正
令和 3 年 1 月 25 日改正
令和 5 年 2 月 27 日改正
令和 5 年 12 月 11 日改正
令和 6 年 1 月 29 日改正

(総則)

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第24条及び第25条の規定による期末手当及び勤勉手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 職員給与規程第24条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- 一 無給休職者
- 二 刑事休職者
- 三 停職者

- 四 パートタイム職員
- 五 専従休職者
- 六 無給派遣職員
- 七 育児休業職員（職員の育児休業等に関する規程第4条及び第4条の2により育児休業をしている職員をいう。以下同じ。）（基準日以前に勤務した期間等がある職員を除く。）
- 八 交流派遣職員

第3条 職員給与規程第24条第1項の規定で定める基準日前1箇月以内に退職等をした職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であったもの
- 二 その退職又は解雇の後基準日までの間において次に掲げる者となった者
 - イ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員退職手当規程第10条に規定する別に定める国立大学法人等（以下、「国立大学法人等」という。）の職員のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、当機構職員としての在職期間を当該国立大学法人等の職員としての在職期間に通算することとしている国立大学法人等の職員
 - ロ 国家公務員
 - ハ 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員のうち国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号ロからニまでに掲げる事業を行う国営企業に勤務する職員
- 二 檢察官
- ホ 非特定独立行政法人（職員としての在職期間を当該法人の職員となった場合に、職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することとしている場合に限る。）
- 三 その退職に引き続き次に掲げる者となった者
 - イ 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員のうち国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第2条第1号イに掲げる事業を行う国営企業に勤務する職員
 - ロ 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち、職員としての在職期間を公庫等職員としての在職期間に通算することを認めている者
 - ハ 地方公務員のうち、職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めている者

（期末手当に係る在職期間）

第4条 職員給与規程第24条第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- 一 第2条第3号から第5号までに掲げる職員（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間については、その全期間
 - 二 育児休業をしている職員（当該育児休業の期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
 - 三 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間
 - イ 業務上のがや病気（通勤災害によるものを含む。）による休職の期間及び結核性疾患による休職の期間
 - ロ 機構長が認める公共的機関の業務に従事することによる休職の期間
 - ハ 教授、准教授及び助教のうち国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間

- 第5条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が職員となつた場合（第2号に掲げる者のうち国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第2条第1号イに掲げる事業を行う国営企業に勤務する者並びに第4号及び第5号に掲げる者にあっては、引き続き職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてこれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。
- 一 国立大学法人等の職員のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、当該国立大学法人等の職員が本機構の職員となつた場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしている国立大学法人等の職員
 - 二 国家公務員
 - 三 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員
 - 四 檢察官
 - 五 公庫等職員のうち職員としての在職期間を公庫等職員としての在職期間に通算することを認めている者
 - 六 地方公務員のうち職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めている者
 - 七 非特定独立行政法人（当該法人の職員が引き続き他の非特定独立行政法人の職員となつた場合に当該職員に対して期末手当等に相当する給与を支給しないこととしている場合に限る。）
- 2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

第6条 職員給与規程第24条第4項の機構長が別に定める加算割合は下記のとおりとする。

（役職段階別加算適用表）

本給表	職務の級	加算割合
一般職本給表	8級以上	100分の20

(一)	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職本給表	5級	100分の10
(二)	4級・3級	100分の5
研究教育職 本給表	6級	100分の20
	5級	100分の15 (機構長が別に定めるもの にあっては100分の20)
	4級・3級	100分の10 (機構長が別に定める4級 にあっては100分の15)
	2級 (機構長が別に定め るものに限る。)	100分の5
指定職本給表		100分の20

(管理職加算適用表)

本給表	本給の特別調整額 の区分	職務の級	加算割合
一般職本給表 (一)	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
研究教育職本給表		5級 (機関の長)	100分の25
	II種	5級	100分の15
指定職本給表			100分の25

(役職段階別加算職員の指定)

第7条 職員給与規程第24条第4項の「機構長が別に定める職員」は、研究教育職本給表の職務の級2級の職務で基準日現在（基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇された職員又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇された又は死亡した日現在）の経験年数（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第5条に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数（同細則第7条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、同条の規定による調整前の経験年数）をいう。）が、5年（修士課程修了）以上である職員とする。

(一時差止処分の手続)

第8条 機構長は、職員給与規程第24条第7項の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に対して次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 「一時差止処分書」の文字
- 二 被処分者の氏名
- 三 一時差止処分の内容

「ア（根拠条項を表示する。）により、イ（期末手当等の種類を表示する。）の支給を一時差し止める。」

四 一時差止処分を発令した日付

五 人間文化研究機構長並びに氏名及び公印

（一時差止処分の取消しの申立ての手続等）

第9条 職員給与規程第24条第7項の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、機構長に対して行わなければならない。

（一時差止処分の取消しの通知）

第10条 機構長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知するものとする。

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第11条 職員給与規程第25条第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一 休職者（労働者災害保険法適用による休職者を除く。）

二 停職者

三 パートタイム職員

四 専従休職者

五 派遣職員

六 育児休業職員（基準日以前に勤務した期間がある職員を除く。）

七 交流派遣職員

（勤勉手当の支給割合）

第12条 職員給与規程第25条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条の表に定める在職期間による割合（以下同条において「期間率」という。）に機構長が定める職員の勤務成績による割合（以下同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第13条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70

3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

(勤勉手当に係る在職期間)

第14条 前条に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 停職者、専従休職者の期間
- 二 パートタイム職員の期間
- 三 休職の期間（労働者災害保険法による休職の期間を除く。）
- 四 給与を減額された場合（欠勤）の期間
- 五 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先又は交流派遣職員の派遣先企業の業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）を除く。）により勤務しなかった期間が、職員の勤務時間、休暇に関する規程第10条に規定する週休日並びに同規程第12条に規定する休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 六 育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2年以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間
- 七 介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 八 育児部分休業及び介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 九 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間（業務傷病等、特別休暇、年次休暇等により全期間勤務しなかった場合も、これに該当する。）

第15条 第5条第1項の規定は、前条に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第16条 成績率は、当該職員の勤務評定記録書又は勤務成績を判定するに足りると認め

られる事実を考慮の上、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内で機構長が定める。

- 一 基準日以前6箇月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が特に優秀な職員 100分の125.5（特定幹部職員にあっては、100分の149.5）
 - 二 評定期間における勤務成績が優秀な職員（前号に該当する職員を除く。） 100分の114（特定幹部職員にあっては、100分の135、指定職本給表適用職員にあっては、100分の118.5）
 - 三 評定期間における勤務成績が良好な職員（前2号に該当する職員を除く。） 100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の105）
 - 四 評定期間において就業規則第36条の規定による懲戒処分を受けた職員
 - イ 出勤停止の処分を受けた職員 100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の30、指定職本給表適用職員にあっては、100分の20）
 - ロ 減給の処分を受けた職員（イに該当する職員を除く。） 100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の50、指定職本給表適用職員にあっては、100分の40）
 - ハ 戒告の処分を受けた職員（イ及びロに該当する職員を除く。） 100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の70、指定職本給表適用職員にあっては、100分の60）
 - 五 前4号に掲げる職員以外の職員 評定期間において訓告若しくは厳重注意を受けた職員又は勤務成績が良好でない職員 100分の69.5（特定幹部職員にあっては、100分の89.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の74.5）
- 2 定年前再任用短時間勤務職員については、100分の48.75とし、評定期間において懲戒処分等を受けた場合においては当該各号に定める割合の範囲内で機構長が定める割合とする。
- 一 出勤停止の処分を受けた定年前再任用短時間勤務職員 100分の20
 - 二 減給の処分を受けた定年前再任用短時間勤務職員（第1号に該当する職員を除く。） 100分の25
 - 三 戒告の処分を受けた定年前再任用短時間勤務職員（第1号及び第2号に該当する職員を除く。） 100分の30
 - 四 評定期間において訓告若しくは厳重注意を受けた定年前再任用短時間勤務職員又は勤務成績が良好でない定年前再任用短時間勤務職員 100分の34.5

（優秀者等の選考）

- 第17条 前条第1項第1号及び第2号に定める職員は、評定期間における期間率が100分の100未満の職員を除く職員の中から、次に掲げる方法により選考する。
- 一 機構本部に属する職員及び機関の長については、機構長が選考する。
 - 二 機関に属する職員（機関の長を除く）については、当該機関の長が選考する。
- 2 前条第1項第2号に定める職員に係る選考数は、当該機関等の現在員（6月期にあっては4月1日、12月期にあっては10月1日）の25%を越えないものとする。
- 3 前条第1項第1号に定める職員に係る選考数は、前項で得られた数の内数とし、その数の5%を越えないものとする。

(期間の計算について)

第18条 第4条、第5条、第14条、第15条及び前条の期間の計算については、次に定めるところによる。

- 一 月により期間を計算する場合は、民法第143条の例により、応答日の前日をもつて1月として計算する。例：1月25日～2月24日→1箇月
- 二 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は8時間もって1日とする。
- 三 第14条第2項第5号に規定する「勤務しなかった期間」とは、病気休暇の期間及び就業禁止（伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち、他の職員に感染のおそれが高いと認められる職員についてやむを得ないと認める場合）の期間をいう。ただし、事後措置としての軽勤務のための時間単位の病気休暇及び生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についての病気休暇は含まれない。

(端数計算)

第19条 職員給与規程第24条第2項の期末手当基礎額又は同規程第25条第2項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成20年1月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、第4条第2項第3号ハの規定は平成19年4月1日から、第16条の規定は平成19年12月1日から適用する。

附 則

この細則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則の改正は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成21年6月に職員に支給する勤勉手当に関する第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の125）	100分の94（特定幹部職員にあっては、100分の112）
	第2号	100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の110、指定職本給表適用職員にあっては、100分の92）	100分の79.5（特定幹部職員にあっては、100分の98.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の80.5）
	第3号	100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95、指定職本給表適用職員にあっては、100分の85）	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の85、指定職本給表適用職員にあっては、100分の75）
	第4号	100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の32.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の20）	100分の33.5（特定幹部職員にあっては、100分の27.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の17.5）
		100分の47.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の40）	100分の43（特定幹部職員にあっては、100分の45.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の35）
		100分の57.5（特定幹部職員にあっては、100分の72.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の60）	100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の63.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の52.5）
	第5号	100分の62.5（特定幹部職員にあっては、100分の82.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の75）	100分の57.5（特定幹部職員にあっては、100分の73、指定職本給表適用職員にあっては、100分の65.5）
第2項		100分の35	100分の30

附 則

この細則の改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成26年12月17日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則

この細則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成28年3月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率に関する経過措置)

第2条 前条にかかわらず、本規程第16条に規定する勤勉手当の成績率については、平成28年4月1日から適用する。ただし、前条の適用日から平成28年3月31日の間は、次の各号に掲げる成績率に読み替える。

一 平成27年6月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第16条の適用について
は、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の102（特定幹部職員にあっては、100分の128）	100分の96（特定幹部職員にあっては、100分の122）
	第2号	100分の91（特定幹部職員にあっては、100分の114、指定職本給表適用職員にあっては、100分の100）	100分の85.5（特定幹部職員にあっては、100分の108.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の97）
	第3号	100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100、指定職本給表適用職員にあっては、100分の87.5）	100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95、指定職本給表適用職員にあっては、100分の85）
	第4号	100分の39（特定幹部職員にあっては、100分の32.5）	100分の36.5（特定幹部職員にあっては、100分の31.5）

	5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の21)	指定職本給表適用職員にあっては、100分の20.5)
	100分の49.5（特定幹部職員にあっては、100分の5 3、指定職本給表適用職員にあっては、100分の42）	100分の46.5（特定幹部職員にあっては、100分の50. 5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の43）
	100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の75、 指定職本給表適用職員にあっては、100分の62）	100分の56（特定幹部職員にあっては、100分の71、 指定職本給表適用職員にあっては、100分の62.5）
	第5号 100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90、 指定職本給表適用職員にあっては、100分の77）	100分の65.5（特定幹部職員にあっては、100分の85. 5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の74.5）
第2項	100分の37.5	100分の35
	第1号 100分の21.5	100分の20
	第2号 100分の27	100分の25
	第3号 100分の32	100分の30
	第4号 100分の37	100分の34.5

二 平成27年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第16条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の102（特定幹部職員にあっては、100分の128）	100分の109（特定幹部職員にあっては、100分の135）
	第2号	100分の91（特定幹部職員にあっては、100分の114、 指定職本給表適用職員にあっては、100分の100）	100分の97（特定幹部職員にあっては、100分の120、 指定職本給表適用職員にあっては、100分の103）
	第3号	100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100、 指定職本給表適用職員にあっては、100分の87.5）	100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105、 指定職本給表適用職員にあっては、100分の90）
	第4号	100分の39（特定幹部職員にあっては、100分の32. 5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の21）	100分の41.5（特定幹部職員にあっては、100分の34. 5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の22）

	100分の49.5（特定幹部職員にあっては、100分の53、指定職本給表適用職員にあっては、100分の42）	100分の53（特定幹部職員にあっては、100分の56、指定職本給表適用職員にあっては、100分の43）
	100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の75、指定職本給表適用職員にあっては、100分の62）	100分の64（特定幹部職員にあっては、100分の78.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の64）
第5号	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90、指定職本給表適用職員にあっては、100分の77）	100分の74.5（特定幹部職員にあっては、100分の95、指定職本給表適用職員にあっては、100分の79）
第2項	100分の37.5	100分の40
	第1号 100分の21.5	100分の23
	第2号 100分の27	100分の28.5
	第3号 100分の32	100分の34.5
	第4号 100分の37	100分の39.5

附 則

この細則は、平成29年1月30日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、第14条の規定については、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成30年1月29日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率に関する経過措置)

第2条 前条にかかわらず、本規定第16条に規定する勤勉手当の成績率については、平成30年4月1日から適用する。ただし、平成29年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第16条第1項第1号から第3号及び第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の113（特定幹部職員にあっては、100分の137）	100分の118（特定幹部職員にあっては、100分の142）
	第2号	100分の101.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5、指定職本給表適用	100分の106.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5、指定職本給表適用職員に

	職員にあっては、100分の1 08.5)	あっては、100分の111)
第3号	100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110、指定職本給表適用職員にあっては、100分の95）	100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115、指定職本給表適用職員にあっては、100分の97.5）
第4号		(略)
第5号		(略)
第2項	100分の42.5	100分の45
	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成31年1月28日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率に関する経過措置)

第2条 前条にかかわらず、本規定第16条に規定する勤勉手当の成績率については、平成31年4月1日から適用する。ただし、平成30年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第16条第1項第1号から第3号及び第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の115.5（特定幹部職員にあっては、100分の139.5）	100分の118（特定幹部職員にあっては、100分の142）
	第2号	100分の104（特定幹部職員にあっては、100分の125、指定職本給表適用職員にあっては、100分の111）	100分の106.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の113.5）
	第3号	100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の97.5）	100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115、指定職本給表適用職員にあっては、100分の100）
	第4号		(略)
	第5号		(略)
第2項		100分の45	100分の47.5
	第1号	(略)	(略)
	第2号	(略)	(略)

第3号	(略)	(略)
第4号	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、令和2年1月27日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率に関する経過措置)

第2条 前条にかかわらず、本規定第16条に規定する勤勉手当の成績率については、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和元年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第16条第1項第1号から第3号及び第2項の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の118（特定幹部職員にあっては、100分の142）	100分の120.5（特定幹部職員にあっては、100分の144.5）
	第2号	100分の106.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の113.5）	100分の109（特定幹部職員にあっては、100分の130、指定職本給表適用職員にあっては、100分の116）
	第3号	100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115、指定職本給表適用職員にあっては、100分の100）	100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の102.5）
	第4号		(略)
	第5号		(略)
第2項		(略)	(略)
	第1号	(略)	(略)
	第2号	(略)	(略)
	第3号	(略)	(略)
	第4号	(略)	(略)

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、令和5年2月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ただし、第2条の改正は令和4年10月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率に関する経過措置)

第2条 前条にかかわらず、本規程第16条に規定する勤勉手当の成績率については、令和5年4月1日から適用する。ただし、前条の適用日から令和5年3月31日の間は、次の各号に掲げる成績率に読み替える。

一 令和4年6月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第16条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の123（特定幹部職員にあっては、100分の147）	100分の118（特定幹部職員にあっては、100分の142）	
	第2号	100分の111.5（特定幹部職員にあっては、100分の132.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の116）	100分の106.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の113.5）	
	第3号	100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120、指定職本給表適用職員にあっては、100分の102.5）	100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115、指定職本給表適用職員にあっては、100分の100）	
	第4号	(略)		
	第5号	(略)		
第2項		100分の47.5	100分の45	

二 令和4年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第16条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の123（特定幹部職員にあっては、100分の147）	100分の128（特定幹部職員にあっては、100分の152）	
	第2号	100分の111.5（特定幹部職員にあっては、100分の132.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の116）	100分の116.5（特定幹部職員にあっては、100分の137.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の118.5）	
	第3号	100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120、指定職本給表適用職員にあっては、100分の102.5）	100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125、指定職本給表適用職員にあっては、100分の105）	
	第4号	(略)		
	第5号	(略)		
第2項		100分の47.5	100分の50	

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、令和5年12月11日から施行する。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する読み替え)

第2条 令和14年3月31日までの間、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、本規程第16条第2項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、令和6年1月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

ただし、第2条の改正は令和5年10月1日から適用する。

(勤勉手当の成績率に関する経過措置)

第2条 前条にかかわらず、本規程第16条に規定する勤勉手当の成績率については、令和6年4月1日から適用する。ただし、前条の適用日から令和6年3月31日の間は、次の各号に掲げる成績率に読み替える。

一 令和5年6月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第16条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の100分の125.5 (特定幹部職員にあっては、100分の149.5)	100分の123 (特定幹部職員にあっては、100分の147)
	第2号	114 (特定幹部職員にあっては、100分の135、指定職本給表適用職員にあっては、100分の118.5)	100分の111.5 (特定幹部職員にあっては、100分の132.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の116)
	第3号	102.5 (特定幹部職員にあっては、100分の122.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の105)	100分の100 (特定幹部職員にあっては、100分の120、指定職本給表適用職員にあっては、100分の102.5)
	第4号		(略)
	第5号		(略)
第2項		100分の48.75	100分の47.5

二 令和5年12月期に支給する勤勉手当の成績率に関する第16条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	第1号	100分の100分の125.5 (特定幹部職員にあっては、100分の149.5)	100分の128 (特定幹部職員にあっては、100分の152)
	第2号	114 (特定幹部職員にあっては、100分の135、指定職本給表適用職員にあっては、100分の118.5)	100分の116.5 (特定幹部職員にあっては、100分の137.5、指定職本給表適用職員にあっては、100分の121)
	第3号	102.5 (特定幹部職員にあっては、100分の122.5、指	100分の105 (特定幹部職員にあっては、100分の125、

	定職本給表適用職員にあっては、 100分の105)	指定職本給表適用職員にあって は、100分の107.5)
第4号		(略)
第5号		(略)
第2項	100分の48.75	100分の50